

「医療情報・ヒト生体試料の学外への提供についての指針」と「臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程」の相違点

	医療情報・ヒト生体試料の学外への提供についての指針	臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程
対象	医療、健診及び健康に関する情報並びにヒト生体試料及びそれに由来する情報	臨床研究等データ：臨床研究（観察研究含む）又は医師主導治験のデータ
目的	個人情報保護法の定める「学術研究目的」※の提供 ※指針適用チャート参照	外部機関への臨床研究等データの提供（利用許諾）
提供先	本学と共同研究を実施する学外の機関又は個人（学術研究機関であるか否かを問わない。）	学外の機関又は個人（企業、団体含む）で、本規程の適用を受けることに合意が必要
外部提供への同意	同意を得ていないか、同意の範囲外	事前に同意を得ている